

お知らせ：4月1日から利用料金を改定

市村記念体育館利用料金表 (H21.4.1～)

(施設利用料)

区 分		利 用 料				
		4時間利用 9時～13時 13時～17時 17時～21時	8時間利用 9時～17時 13時～21時	12時間利用 9時～21時	2時間利用 21時～23時	1時間ごとの 超過利用料
全部利用	体 育 (プロスポーツを除く。以下同じ)	2,820	5,650	8,490	1,410	1,080
	文 化	8,050	16,120	24,180	4,030	3,040
	その他の 利 用	22,650	45,320	67,990	11,330	8,490
2分の1 利 用	体育のため の利用	1時間当たり 420				

- (注)1 超過利用料及び2分の1利用における利用料の算定については、超過時間及び2分の1利用の時間で1時間未満のもの又は1時間未満の端数は、1時間に切り上げます。
 2 次の表の「区分」欄に該当するときは、「利用料」欄に定める額に次の表の「加算額」欄に定める額を加算した額を徴収します。

区 分	加 算 額
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に、文化のための利用又はその他の利用をする場合	「利用料」欄に定める額に10分の2を乗じて得た額
体育のための利用又は文化のための利用で入場料を徴収する場合	最高入場料に50を乗じて得た額
その他の利用で入場料を徴収する場合	最高入場料に150を乗じて得た額
許可を得て物品販売を行う場合	一店舗1日につき5,000円
その他の利用で営業の宣伝その他これに類する目的のために利用する場合 (入場料を徴収しない場合に限る)	「利用料」欄に定める額に10分の10を乗じて得た額

(注) 入場料を徴収する場合とは、利用者が入場者から名目のいかなを問わず事実上、入場料を徴収することをいう。

変更追加箇所は赤枠 表示しています。

(附属設備使用料)

区 分	単 位	使用料	
照 設 明 備	競 技 場	全 部 点 灯	1時間につき 1,170
		2分の1点灯	" 580
		3分の1点灯	" 380
冷 設 暖 房 備	競 技 場	冷 房 設 備	" 3,300
		暖 房 設 備	" 3,520
舞 台 装 置	集 会 室	冷・暖房設備	" 120
	舞 台	1 式	2,340
		補 助 舞 台 (A)	" 2,930
		" (B)	1 枚 110
		金 ぴ ょ う ぶ	1 双 2,340
		ピ ア ノ (A)	1 台 4,700
" (B)		" 1,170	
照 明 お よ び 音 響 器 具	放 送 設 備	1 式 3,160	
	エ レ ベ ー タ ー ・ マ イ ク	1 本 1,170	
	照 明 器 具	1 式 5,880	
	ピ ン ・ ス ポ ッ ト ラ イ ト	1 台 1,750	
	ス ポ ッ ト ラ イ ト (1 K W)	" 450	
	ス ポ ッ ト ラ イ ト (5 0 0 W)	" 230	
そ の 他 の 設 備	楽 屋	1 室 690	
	集 会 室	" 690	
	浴 室	" 1,520	
	シャワー室(温水)	" 1,520	
	長 机	1 脚 50	
	補 助 い す (3 人 用)	" 30	
	" (1 人 用)	" 10	
	持 込 照 明 器 具	1 式 1,640	
	持 込 音 響 器 具	" 1,640	
	電 光 得 点 表 示 装 置	1 組 920	

- (注) 1 照明設備及び冷暖房設備を使用する場合において、使用時間で1時間未満のもの又は1時間未満の端数は、1時間に切り上げます。
 2 舞台設備、照明及び音響器具及びその他の設備(補助いすを除く。)の使用料は、1区分(9時から13時まで、13時から17時まで又は17時から21時までのそれぞれの時間帯ごとの区分をいう。)ごとの使用料です。
 3 補助いすの使用料は、1日(9時から21時までをいう。)当たりの使用料です。